

【教育委員会定例会】会議録

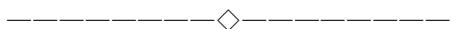
会議名	令和6年第5回教育委員会定例会		
事務局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年5月7日(火)		
開催時間	午後3時00分～午後3時30分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村 明慶 教育長	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員
	久保田 善彦 委員	土肥 和久 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	加藤 鉄也 学校ICT推進課長
	秋元 康裕 学力定着推進課長	富本 保明 教育指導課長	神保 義博 こども支援センターげんき所長
	鈴木 淳子 教育相談課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	武内 新之介 学校施設管理課長	松本 令子 学務課長	物江 耕一朗 青少年課長
	楠山 慶之 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長	齊藤 ひろみ 子ども施設指導・支援課長
	柳瀬 晴夫 保育・入園課長	樋口 清二 私立保育園課長	小田川 佳剛 幼稚園・地域保育課長
	蜂谷 勝己 学童保育課長	高橋 徹 こども家庭相談課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長
	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	依田 保 地域のちから推進部長	中島 宣幸 地域文化課長
	湯本 要 ICT戦略推進担当課長	太田 照生 生涯学習支援課長	
書記	毛利 正成 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任	古谷 諒太 教育政策担当係員
欠席者	0名		
傍聴者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資料	別紙のとおり		
その他			

令和 6 年 5 月 7 日

第 5 回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 00 分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第 5 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の出席委員数は定足数であります。よって、
会議は成立いたします。
それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。
本日の会議録署名員に、久保田委員、土肥委員を
ご指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、日程第 1 を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1 、第 4 4 号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 4 4 号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは資料の 3 ページをお開き
ください。件名、所管部課名は記載のとおりでござ
います。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の中で、内閣府令の変
更に伴いまして、項番 2 のところです。インターネットによる掲示の義務化。重要事項におけるインターネ
ットの掲示の義務化を付け加えるものでございます。

4 ページ以降に、新旧対照表のほうを記載させて
いただいております。なお、施行年月日におきましては、各保育事業者の準備の関係もございますので、
令和 6 年 10 月 1 日とさせていただきます。私からは以上となります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより
本案の審議に入ります。第 4 4 号議案について、ご

意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願
いいたします。ご質問ございませんでしょうか。よ
ろしいでしょうか。

ないようですので、これより第 4 4 号議案「足立
区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手
を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案
のとおり議決することにいたします。

次に、日程第 2 、第 4 5 号議案及び日程第 3 、第
4 6 号議案は、関連する議案ですので一括で説明さ
せていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2 、第 4 5 号議案「足立
区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する
規則」。日程第 3 、第 4 6 号議案「足立区立郷土博
物館条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 4 5 号議案及び第 4 6 号議案について、
依田地域のちから推進部長から説明をお願いいたし
ます。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 よろしくお願ひいたします。
それでは第 4 5 号議案のご説明でございます。お手
元の資料 9 ページを御覧いただければと思います。
本件につきましては、夏休み期間中に 1 人でも多く
の子どもが多様な遊びや体験機会に参加しやすくなる
ため、区内施設において 18 歳まで、高校生までの個人
利用の使用料を無料化するものに伴って提出する
ものでございます。

対象としましては、今回お出ししている 4 5 号議
案がギャラクシティのプラネタリウム。4 6 号議案
につきましては、来年の 3 月末まで大規模改修によ
り休館しておりますが、郷土博物館を対象としている
ものでございます。なお、地域のちから推進部で
所管しておりますプールと体育館の個人利用につい

ても無料とするものでございます。

3ページ目の新旧対照表については、添付の資料を御覧いただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第45号議案及び第46号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 図書館にもそういう、自由に子どもたちが入れるところをつくるのですよね。そこにも人材の配置をされるのでしょうか。

○教育長 地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 各学習センターの第1学習室を中心に、小学生の子どもの居場所として今年の夏休み期間、無料開放させていただきます。お弁当を持ってきて食べていただきても結構ですし、ゲームもやってもいいという、自由な居場所としてご用意をしますが、2人ずつ見守りの要員ということで、各指定管理者等に配置をお願いするところでございます。

○早川委員 よろしくお願ひします。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ないようですので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。それでは第45号議案「足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

○教育長 举手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。

次に、第46号議案「足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

○教育長 举手全員であります。よって本案は、原案

のとおり議決することにいたします。

次の、日程第4、第47号議案から日程第7、第50号議案並びに日程第9、第52号議案及び日程第10、第53号議案までは、足立区教育委員会會議規則第14条第1項のただし書による、人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議といいたします。

お諮りいたします。第47号議案から第50号議案並びに第52号議案及び第53号議案までにつきまして、非公開とすることに賛成の方の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○教育長 举手全員であります。よって本議案につきましては非公開とさせていただきます。

————(非公開議案審議中)————

○教育長 次に、日程第8を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第51号議案「『足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第51号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。本体の資料の23ページをお開きください。個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するに当たりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

この改正の理由でございますが、項番2に2点記載してございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。こちらで個人番号を利用した情報連携ができる事務を定めております、別表の2。こちらが削られまして、新たに用語が定義されることに伴う引用条項の整理。

2点目は、区長部局と教育委員会との間で情報連

携を行えるよう、あらかじめ条例に定めておくもの。この2点でございます。

主な内容につきましては、24ページ以降の新旧対照表のほうを御覧いただければと思います。

項番4、施行年月日でございますが、公布の日からとなっております。こういった改正の理由等を踏まえまして、教育委員会としましては、異議ないものといたしたいと思っております。ご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第51号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 この個人情報を提供するという場合、どのような場合にこの個人番号が利用されるのでしょうか。

○教育長 ICT戦略推進担当課長。

○ICT戦略推進担当課長 こちらは、まだ教育委員会と区長部局の間でマイナンバーをひもづけてデータを取り扱うことは行われていません。ただ今後、国の方で、この情報とこの情報をひもづけていいということになれば、情報連携のネットワークというシステムがありますので、そちらを通じて情報を相互に取り扱うという形になります。以上です。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員 区内の一機関としての教育委員会における条例の変更だと見ました。そうすると、教育委員会だけで大丈夫なのでしょうか。同時にほかの機関も検討しているのでしょうか。

○教育長 ICT戦略推進担当課長。

○ICT戦略推進担当課長 ほかにも、選挙管理委員会などあるのですが、今回、可能性があるということで、教育委員会と区長部局ということで条例改正をさせていただきます。以上です。

○教育長 ほか、よろしいでしょうか。ないようです

ので、これより第51号議案「『足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

教育委員会事務局外の幹部職員については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

次に日程第11「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に変えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了しましたら一括でいただくよう、お願いいたします。

それでは(1)について、富本教育指導課長よりお願いいたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 失礼します。資料30ページをお開きください。小学校3年生が使用します社会科副読本「わたしたちの足立」の令和6年度の改定についてでございます。

この副読本につきましては、昨年度、一昨年度、2ヵ年を通して、大幅な見直し、改定を行いました。それを踏まえて本年度、令和6年度につきましては、大幅な改定を行わず、地図やグラフなど、最新のデータへと更新していくことうと思っております。

今後の流れにつきましては、項番2を御覧ください。以上でございます。

○教育長 次に(2)について、松本学務課長、お願いいたします。

学務課長。

○学務課長 学務課からは、令和5年度「おいしい給食推進事業」の実施結果と令和6年度の事業計画についてご報告させていただきます。

まず1つ目が「おいしい給食推進事業の目的」ということで、「あだち食のスタンダード」3つのポ

イントをこちらのほうに記載させていただいております。

31ページ、項番2になりますが、こちらは令和5年度の実施結果ということで、主な取組を載せてございます。（1）から（8）までということで、33ページまで、こちらに記載をしているところです。

33ページ、項番3につきましては、小中学校の平均残菜率・総残菜量の推移についてということで記載をさせていただいております。令和5年度につきましては、112トンという結果となっております。

おめくりいただきまして、34ページまでは残菜量ということで、今後は改善につきましては、残菜率が高い学校については原因を究明しながら全体指導をしていくというような対応をしてまいります。

項番4「学校給食で野菜から食べる児童生徒の割合」につきましては、（1）（2）にあります、若干、「ひと口目は野菜から」の取組ということで、増えてきている現状がございます。

35ページ「令和6年度の事業計画（主な予定）」というところで、36ページ、下から2番目の「食育リーダーを中心とした体制の強化」というところを、令和6年度、強化してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長 ただいま各所管から報告がありました。これらの件につきまして、各委員からのご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますでしょうか。

○久保田委員 すみません、もう終わってしまった議案ですが、44号議案の改正後の23条です。「特定教育・保育施設は」という主語で始まります。ホームページに掲載するという意味だと思います。先ほど説明をお聞きしているところでは、小規模な園だとホームページを持たないところがある。そのホームページを持たないところは、区が代わりに掲載

するのだというお話をいただきました。この条例の今まで、それに対応できるのかが心配になりました。

○教育長 保育・入園課長。

○保育・入園課長 確かにこの条例の中では、「特定教育・保育施設は」となっているところでございます。先ほど申し上げた、それぞれの施設でやる部分と、あと区のほうで一括してやる部分ということで、今考えているところでございます。この条例の内容に沿うような形で、いろいろな規程等は整理等していって、適合するようにやってまいりたいと考えているところでございます。

○久保田委員 分かりました。これには、これに沿つてできるのですね。ありがとうございます。

○教育長 他に、よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして本年第5回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時30分閉会

令和6年第5回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和6年5月7日 火曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 關する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付につい て		2
日程第1	第44号議案	
日程第2	第45号議案	足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第3	第46号議案	足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第4	第47号議案	足立区立校外施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及び任命 別冊 について
日程第5	第48号議案	足立区青少年委員の委嘱について 別冊
日程第6	第49号議案	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会委員の委嘱及び任 命について 別冊
日程第7	第50号議案	足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会委員の委嘱及 び任命について 別冊
日程第8	第51号議案	「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見につい て
日程第9	第52号議案	【追加】千寿常東小学校施設更新設計等業務委託事業者選定 委員会委員の委嘱及び任命等について 別冊
日程第10	第53号議案	【追加】宮城小学校施設更新設計等業務委託事業者選定委員 会委員の任命等について 別冊
日程第11		教育長報告

2 報告事項

(1) 小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について	《富本 教育指導課長》 30
(2) 令和5年度おいしい給食推進事業の実施結果等及び令和6年度事業計画について	《松本 学務課長》 31

3 情報連絡事項

(1) 小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（令和6年4月7日現在） [学務課]	37
(2) 事業実施報告・実施予定	[生涯学習振興公社] 46

第44号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和6年5月7日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（提案理由）

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第44号議案説明資料

令和6年5月7日

件名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内容	<p>足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>※ 特定教育・保育施設とは 子ども・子育て支援新制度に則り、施設型給付費が支給される教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育所）</p> <p>※ 特定地域型保育事業とは 子ども・子育て支援新制度に則り、地域型保育給付費が支給される事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）</p> <p>1 改正の理由 内閣府令第86号（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正）の制定に伴い、規定を整備する必要があるため。</p> <p>2 改正内容（詳細は、P4～6の新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 重要事項のインターネットによる掲示の義務化 施設の見やすい場所に、重要事項（運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担に関すること）などについて、これまでの書面での掲示に加え、<u>新たにインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこと</u>とする。</p> <p>(2) その他 認定こども園法の引用条項のズれを改める。</p> <p>3 施行年月日 令和6年10月1日</p> <p>4 今後の方針 本議案が可決された際には、区ホームページに施設情報をまとめて一覧で掲載するなど、事業者と施設利用者の双方にわかりやすい情報提供を実施していく。</p>

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第4条）	第1節 利用定員に関する基準（第4条）
第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）	第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）
第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第37条）	第1節 利用定員に関する基準（第37条）
第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）	第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 事務の委任（第53条）	第4章 事務の委任（第53条）
付則	付則
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 省略	第1条～第3条 現行のとおり
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準	第1節 利用定員に関する基準
第4条 省略	第4条 現行のとおり
2 省略	2 現行のとおり
第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準
第5条～第14条 省略	第5条～第14条 現行のとおり
（特定教育・保育の取扱方針）	（特定教育・保育の取扱方針）
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

改正前	改正後
(1) 省略 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) 省略 2 省略 第16条～第22条 省略 （掲示） 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示しなければならない。</u>	(1) 省略 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) 現行のとおり 2 現行のとおり 第16条～第22条 現行のとおり （掲示） 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>
第24条～第34条 省略 第3節 特例施設型給付費に関する基準 第35条～第36条 省略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 省略 2 省略 第2節 運営に関する基準 第38条～第50条 省略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 第51条・第52条 省略 第4章 事務の委任 第53条 省略	第24条～第34条 現行のとおり 第3節 特例施設型給付費に関する基準 第35条～第36条 現行のとおり 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準 第37条 現行のとおり 2 現行のとおり 第2節 運営に関する基準 第38条～第50条 現行のとおり 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 第51条・第52条 現行のとおり 第4章 事務の委任 第53条 現行のとおり

改正前	改正後
<p>付 則 第1条～第4条 省略</p>	<p>付 則 第1条～第4条 現行のとおり <u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>

第45号議案

足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和6年5月7日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則
足立区こども未来創造館条例施行規則（平成24年足立区教育委員会
規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「認めた場合」の次に「又は次の各号のうちいづれかに該当する場合」を加え、同項に次の3号を加える。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する
身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精
発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保
健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が入場するとき。

(2) 70歳以上の者が入場するとき。

(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
が入場する場合。ただし、7月21日から8月31日までの間に入
場するときに限る。

別表第2入場料の部を次のように改める。

入場料	区が使用するとき。	免除
	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が入場するとき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。	
	70歳以上の者が入場するとき。	
	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間	

	にある者が入場する場合。ただし、7月21日から8月31日までの間に入場するときに限る。	
	施設の目的を効果的に達成するため、教育委員会が特に必要と認めるとき。	2割減額

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こどもまんなか社会の実現に向けた取組として、ギャラクシティのプラネタリウムについて、18歳までの個人利用の入場料を無料化することに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第45号議案説明資料

令和6年5月7日

件名	足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内容	<p>1 改正の理由</p> <p>区では、こども基本法の施行に伴い、こどもまんなか社会の実現に向けた様々な取組を推進している。</p> <p>夏休み期間中には、一人でも多くの子どもが多様な遊びや体験機会に参加しやすくするため、区内施設において18歳までの個人利用の使用料等を無料化する。</p> <p>ギャラクシティでは、プラネタリウムの18歳までの個人利用の入場料を無料化するため、こども未来創造館条例施行規則を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、P10～12の新旧対照表参照）</p> <p>(1) 入場料を免除できる場合の追加</p> <p>別表第2に、入場料を免除できる場合として、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が入場する場合。ただし、7月21日から8月31日までに入場する場合に限る。」との規定を追加する。</p> <p>(2) 入場料（使用料）減額免除申請書の提出を不要とする場合の追加</p> <p>第6条に、次のいずれかに該当する場合には入場料（使用料）減額免除申請書の提出を不要とする規定を追加する。</p> <p>ア 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が入場するとき。</p> <p>イ 70歳以上の者が入場するとき。</p> <p>ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が入場する場合。ただし、7月21日から8月31日までの間に入場するときに限る。</p> <p>(3) その他、所要の規定整備を行う。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

足立区こども未来創造館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区こども未来創造館条例施行規則 平成24年7月6日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第5条（省略）</p> <p>（入場料等の減額又は免除）</p> <p>第6条（1項 省略）</p> <p>2 前項の規定により、入場料及び使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、入場料（使用料）減額免除申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>○足立区こども未来創造館条例施行規則 平成24年7月6日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第5条（現行のとおり）</p> <p>（入場料等の減額又は免除）</p> <p>第6条（1項 現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定により、入場料及び使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、入場料（使用料）減額免除申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会がその必要ないと認めた場合<u>又は次の各号のうちいづれかに該当する場合</u>は、この限りでない。</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が入場するとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>70歳以上の者が入場するとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が入場する場合。ただし、7月21日から8月31日までの間に入場するときに限る。</u></p>
第7条～第23条（省略）	第7条～第23条（現行のとおり）
付 則	<p>付 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前			改正後		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
種別	減額・免除できる場合	区分	種別	減額・免除できる場合	区分
入場料	区が使用するとき。	免除	入場料	区が使用するとき。	免除
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発58号）に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が <u>使用する</u> とき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。			身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が <u>入場</u> するとき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。	
	70歳以上の者が使用するとき。			70歳以上の者が <u>入場</u> するとき。	
	施設の目的を効果的に達成するため、教育委員会が特に必要と認めるとき。			18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が入場する場合。ただし、7月21日から8月31日までに入場するときに限る。	
	施設の目的を効果的に達成するため、教育委員会が特に必要と認めるとき。	2割減額		施設の目的を効果的に達成するため、教育委員会が特に必要と認めるとき。	2割減額
使用料（付帯設備使用料を含む。）	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき。	免除	使用料（付帯設備使用料を含む。）	区又は区が出資する公益法人等が使用するとき。	免除
	官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。			官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。	
	少年団体、青年団体及び青少年育成団体を目的とした登録団体がその目的のために使用するとき。			少年団体、青年団体及び青少年育成団体を目的とした登録団体がその目的のために使用するとき。	
	官公署又は区内の公共的団体が公益のため	5割減額		官公署又は区内の公共的団体が公益のため	5割減額

改正前			改正後		
駐車場使用料	<p>に使用するとき。</p> <p>区又は区が出資する公益法人等が開催する科学、健全育成等の行事で、事前に教育委員会の承認を得た者が自動車を駐車させるとき。</p> <p>身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき。</p>	免除	<p>に使用するとき。</p> <p>区又は区が出資する公益法人等が開催する科学、健全育成等の行事で、事前に教育委員会の承認を得た者が自動車を駐車させるとき。</p> <p>身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者が乗車している自動車を駐車させるとき。</p>	免除	

第46号議案

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年5月7日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立郷土博物館条例施行規則（昭和61年足立区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、生徒及び」を「及び生徒並びに」に改め、同項第2号中「（昭和42年42民児精発58号）」の次に「に規定する愛の手帳」を加え、同号ただし書中「介護者」を「、介護者」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が観覧する場合。ただし、7月21日から8月31日までの間に観覧するときに限る。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会がその必要がないと認めた場合又は前項第2号から第4号までの規定に該当する場合はこの限りでない。

第2号様式及び第3号様式中「足立区教育委員会様」を「足立区教育委員会」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こどもまんなか社会の実現に向けた取組として、郷土博物館について、18歳までの個人利用の観覧料を無料化することに伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第46号議案説明資料

令和6年5月7日

件 名	足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>区では、こども基本法の施行に伴い、こどもまんなか社会の実現に向けた様々な取組を推進している。</p> <p>夏休み期間中には、一人でも多くの子どもが多様な遊びや体験機会に参加しやすくするため、区内施設において18歳までの個人利用の使用料等を無料化する。</p> <p>郷土博物館の18歳までの個人利用の入場料を無料化するため、郷土博物館条例施行規則を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 第3条第1項中「70歳以上の者が使用するとき。」の次に「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が観覧する場合。ただし、7月21日から8月31日までに観覧するときに限る。」を加える。</p> <p>(2) 第3条第2項中「観覧料の免除を受けようとする者は、観覧料免除申請書(第2号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。」に「ただし、教育委員会がその必要がないと認めた場合又は前項第2号から第4号までの規定に該当する場合はこの限りでない。」を加える。</p> <p>(3) その他、所要の文言の整理を行う。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>

足立区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区立郷土博物館条例施行規則 昭和61年10月22日教育委員会規則第11号</p> <p>第1条～第2条（省略）</p> <p>（観覧料の免除）</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により観覧料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 区立学校の児童、<u>生徒及び</u>これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年42民児精発58号) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が観覧するとき。ただし<u>介護者</u>については、各手帳の所持者に対し1名とする。</p> <p>(3) 70歳以上の者が観覧するとき。</p> <p>(4) その他、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、必要と認めたとき。</p> <p>2 観覧料の免除を受けようとする者は、観覧料免除申請書（第2号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>○足立区立郷土博物館条例施行規則 昭和61年10月22日教育委員会規則第11号</p> <p>第1条～第2条（現行のとおり）</p> <p>（観覧料の免除）</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により観覧料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 区立学校の児童<u>及び生徒並びに</u>これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年42民児精発58号) <u>に規定する愛の手帳</u>又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者及びその介護者が観覧するとき。ただし<u>介護者</u>については、各手帳の所持者に対し1名とする。</p> <p>(3) 70歳以上の者が観覧するとき。</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が観覧する場合。ただし、7月21日から8月31日までの間に観覧するときに限る。</u></p> <p><u>(5) その他、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、必要と認めたとき。</u></p> <p>2 観覧料の免除を受けようとする者は、観覧料免除申請書（第2号様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。<u>ただし、教育委員会がその必要がないと認めた場合又は前項第2号から第4号までの規定に該当する場合はこの限りでない。</u></p>

改正前	改正後
第4条～第16条（省略）	第4条～第16条（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>
第1号様式 現行のとおり	第1号様式 省略
<u>第2号様式</u>	<u>第2号様式 様式の改正</u>
<u>第3号様式</u>	<u>第3号様式 様式の改正</u>

第2号様式(第3条関係)

足立区立郷土博物館観覧料免除申請書

年 月 日

足立区教育委員会様

申請者	住 所
団 体 名	
代表者氏名	
電 話	

下記のとおり観覧料の免除を申請します。

記

観 覧 日	年 月 日	時～	時
観覧人数	大人	人・小・中学生	人、その他 人、計 人
観覧目的			

年 月 日上記承認する。

館 長	係 員

第2号様式(第3条関係)

足立区立郷土博物館観覧料免除申請書

年 月 日

足立区教育委員会

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話

下記のとおり観覧料の免除を申請します。

記

観 覧 日	年	月	日	時～	時
観覧人数	大人	人・小・中学生	人、	その他	人、計 人
観覧目的					

年 月 日上記承認する。

館 長	係 員

第3号様式(第8条関係)

資料の館外貸出承認申請書

年 月 日

足立区教育委員会様

申請者	住 所
	施 設 名
	施 設 長
	電 話

資料を下記のとおり貸出方申請いたします。借用のときは足立区立郷土博物館の規定を守り、万一資料の損失や破損した場合は、損害を賠償いたします。

記

貸出物件・点数	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日
利用の目的	
利用の場所・方法	
資料運搬方法	

年 月 日上記承認する。

館長	係員

第3号様式(第8条関係)

資料の館外貸出承認申請書

年 月 日

足立区教育委員会

申請者	住 所
	施 設 名
	施 設 長
	電 話

資料を下記のとおり貸出方申請いたします。借用のときは足立区立郷土博物館の規定を守り、万一資料の損失や破損した場合は、損害を賠償いたします。

記

貸出物件・点数	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日
利用の目的	
利用の場所・方法	
資料運搬方法	

年 月 日上記承認する。

館長	係員

第 5 1 号議案

「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第51号議案説明資料

令和6年5月7日

件 名	「足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 条例名 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正理由</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において、個人番号を利用した情報連携ができる事務を定めている別表第2が削られ、新たに用語が定義されることに伴い、条例が引用する条項を整理する必要があるため。</p> <p>(2) 他機関である教育委員会との間で情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う場合、あらかじめ条例に定めておく必要があるため。</p> <p>3 条例の主な内容</p> <p>(1) 引用する条項を整理する。</p> <p>ア 第3条第2項中の「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。</p> <p>イ 上記アに伴い、第3条第4項中に「利用特定個人情報又は」を追加する。</p> <p>(2) 第4条に特定個人情報の提供ができる場合を定める。</p> <p>4 施行年月日 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>5 新旧対照表 P24～26を参照</p>

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法<u>第19条第9号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報 (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号 (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報 (4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル (5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者 (6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム 	<p>○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 (改正なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(6) (改正なし) (7) <u>特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u> (8) <u>利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 区の機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 区の機関は、前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。ただし、本人（番号法第2条第6項に規定する本人をいう。）が規則で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 別表第1の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 区の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 (改正なし)</p> <p>4 区の機関は、前2項の規定による利用特定個人情報又は特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報又は特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとして取り扱うことができる。ただし、本人（番号法第2条第6項に規定する本人をいう。）が規則で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。</p>

改正前	改正後
(新設)	<p style="color: red;">(特定個人情報の提供)</p> <p><u>第4条 番号法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、区長又は教育委員会がそれぞれ教育委員会又は区長に対し、前条第2項本文に規定する事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会又は区長が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p><u>2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。</u></p>
第4条 (省略)	<p><u>第5条 (改正なし)</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第〇〇号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年足立区条例第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務

(8) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報

第3条第1項中「番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、」を削り、同条第2項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「特定個人情報の」を「利用特定個人情報又は特定個人情報の」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報又は特定個人情報」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第4条 番号法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、区長又は教育委員会がそれぞれ教

育委員会又は区長に対し、前条第2項本文に規定する事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会又は区長が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法において情報連携ができる事務を定めている別表第2が削られ、新たに用語が定義されることに伴い、所要の規定整備をする必要があるので、この条例案を提出いたします。

6 足政 I 発第 80 号
令和 6 年 4 月 日

足立区教育委員会
教育長 中村 明慶 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 2 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求める。

記

(議案名)

- 足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

教 育 委 員 会 報 告

令和6年5月7日

件 名	小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について
所管部課名	教育指導部教育指導課
	小学校第3学年で使用する社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について、令和6年度の業務計画を報告する。 1 令和6年度の改訂内容について 令和7年度版副読本の大幅改訂は行わず、地図やグラフ等を最新のデータへと更新する。 2 令和6年度の業務計画について 令和6年 4月 仕様書作成、要綱作成 令和6年 5月 業者選定、改訂作業開始 令和6年 8月 区長報告、教育委員会報告、文教委員会報告 令和6年11月 初稿入稿 令和6年12月 初稿確認、第2稿確認 令和7年 1月 第3稿確認、第4稿確認 令和7年 3月 色校正、全校配布 区長報告 3 次期改訂について (1) 次回の大幅改訂作業は、教科書検定が行われる令和8年度に実施する予定である。 (2) 副読本と資料編に分冊にする。
内 容	

教 育 委 員 会 報 告

令和6年5月7日

件 名	令和5年度おいしい給食推進事業の実施結果等及び令和6年度事業計画について
所管部課名	学校運営部学務課
	令和5年度おいしい給食事業の実施結果等及び令和6年度の事業計画について、以下のとおり報告する。
内 容	<p>1 オいしい給食推進事業の目的</p> <p>子どもの頃からの望ましい食習慣とその定着を図ることで、子どものみならず、すべての世代の健康増進につなげるため、日々の生きた教材として、「あだち食のスタンダード」を掲げ、3つの実践力を身につけることをめざしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>【あだち食のスタンダード】</p><ul style="list-style-type: none">① 1日3食野菜を食べるなど望ましい食習慣を身につける② 栄養バランスの良い食事を選択できる③ 簡単な料理を作ることができる</div> <p>2 令和5年度の実施結果（主な取組）</p> <p>(1) もりもり給食ウィーク</p> <p>ア 実施日：6月19日（月）から23日（金）、及び令和6年1月22日（月）から26日（金）各学校で実施</p> <p>イ 内 容：喫食時間確保、給食時間中の教員等の関わりの充実、食育の実施</p> <p>ウ 学校栄養士や教職員の関わりにより、食に関する興味や関心を高めることができた。</p> <p>(2) 第15回給食メニューコンクール</p> <p>ア テーマ：「足立の野菜収穫量第4位【ダイコン】や第5位【ブロッコリー】を使ったメニュー」</p> <p>イ 応募数：小学生応募総数4,658作品 中学生応募総数3,352作品 合計8,010作品</p> <p>※ 区長賞ほか、小中学校上位各20作品を表彰</p> <p>(3) 魚沼産コシヒカリ給食の日</p> <p>ア 実施日：10月24日（火）</p> <p>イ 内 容：中学生が「魚沼自然教室」でお世話になっている農家の新米を小中学校、区立保育園等の給食に提供</p> <p>ウ 魚沼市から寄贈していただいたお米ができるまでの動画を全校の各教室で放映し、生産者への感謝の気持ちを育むことができた。</p>

(4) 小松菜給食の日

ア 実施日：11月17日（金）、28日（火）、30日（木）

※ 各校いずれかの日で実施

イ 内容：JA東京スマイルより無償で提供いただいた小松菜を使用した給食を小中学校で一斉に実施

ウ 全校で実施 11月17日（金）小44校・中 5校

11月28日（火）小16校・中25校

11月30日（木）小 7校・中 5校

(5) 野菜の日（衛生部との協働による糖尿病対策）

ア 実施日：月1回（各学校ごとに実施）

イ 内容：旬の野菜を使った給食を提供し、野菜摂取の啓発と食育を実施。また、給食だよりに家庭用レシピを掲載するなど家庭での野菜摂取を啓発。

ウ 給食だよりを通じて家庭用の給食メニュー・レシピを紹介し、家庭での野菜摂取を啓発した。

(6) 野菜摂取啓発の推進

「ひと口目は野菜から」教室掲示用ポスターを全校の各教室内に掲示し、啓発を行った。



(7) おいしい給食指導員の巡回指導など

ベテラン学校栄養士の経験やスキルを活用し、残菜率が高い学校や経験の浅い栄養士が配置されている学校へ巡回指導、助言を行った。また、全校の学校栄養士が集う会議等で指導・助言事例を周知した。

(8) 「おうちでもひと口目はやさいからチャレンジシート」の実施

ひと口目は野菜から食べる取組を家庭においても啓発するため、夏休み期間のうち10日間、自宅などで1日3食野菜を食べたらシートに色を塗ってもらい、学校に提出してもらう取組。

(小学1年生：67／67校100%実施。希望する小学5年生：35／67校52%実施)



3 小中学校平均残菜率・総残菜量の推移について

(1) 小中学校平均残菜率

学校	①H20年度当初	②R5年度	①と②の対比
小学校	9.0%	2.7%	約70%減
中学校	14.0%	4.3%	約69%減
平均	11.5%	3.5%	約70%減

(2) 小中学校総残菜量（平成20年度当初比 約70%減）

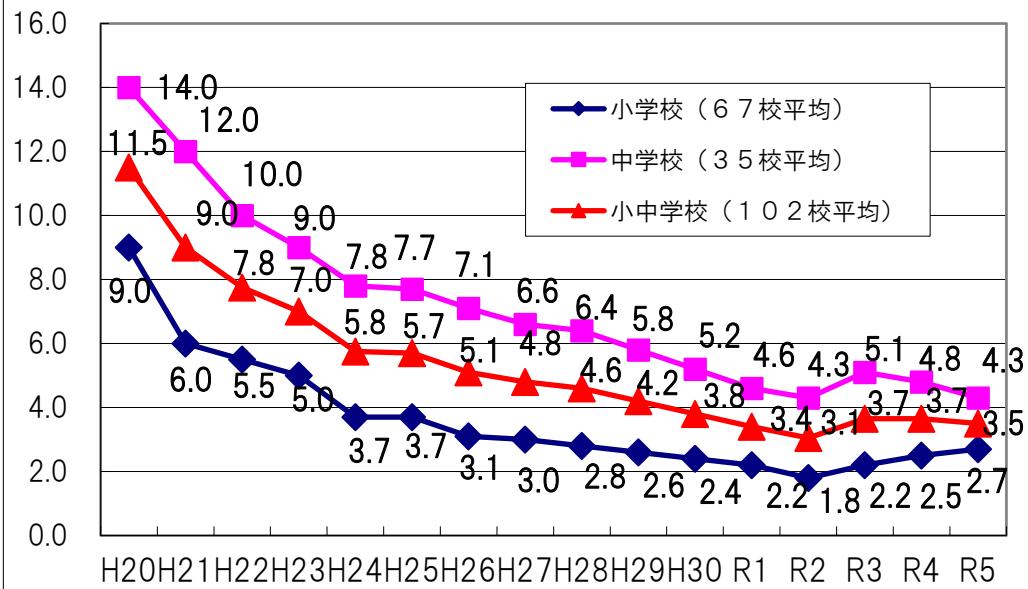
381t（平成20年度当初）→112t（令和5年度）

(3) 分析

インフルエンザ感染拡大などに伴う学級、学年閉鎖などによる急激な喫食数の変動により、表1のとおり、令和5年度の対前年度比の残菜率が小学校で0.2ポイント増加したが、中学校で0.5ポイント減少したため、小中学校全体では0.2ポイント減少した。

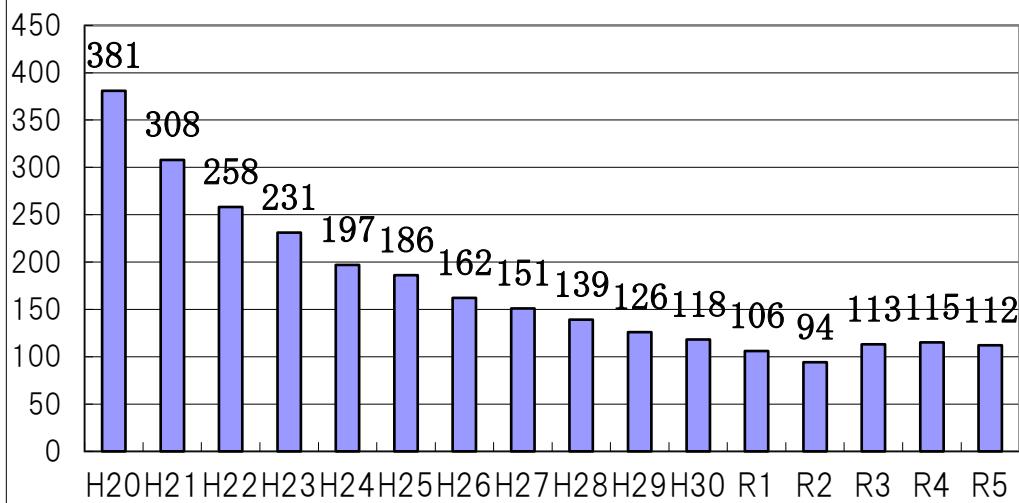
平均残菜率の変化 (%)

表1



小中学校総残菜量 (t)

表 2

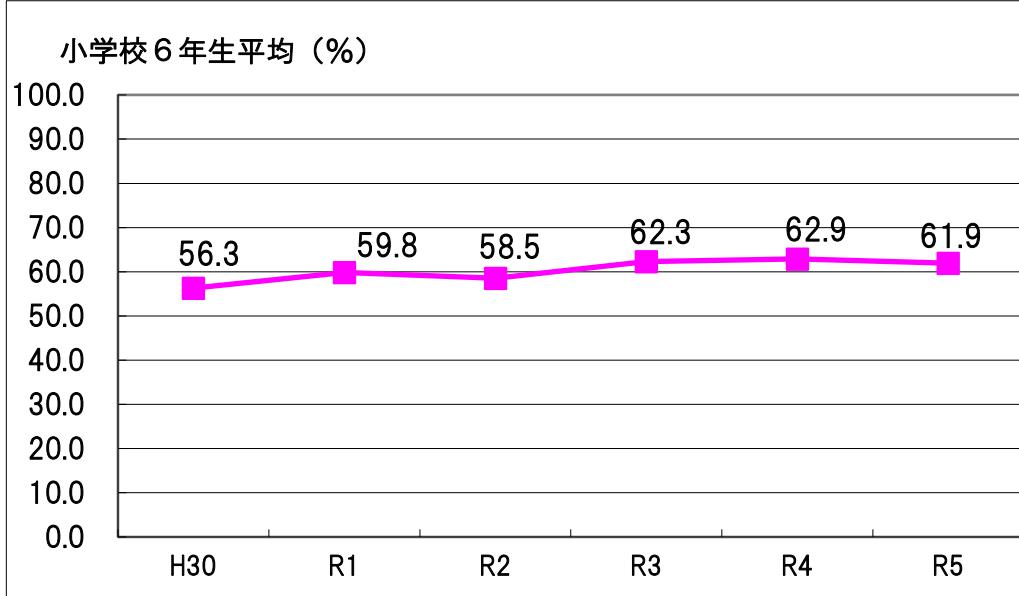


(4) 改善の取組

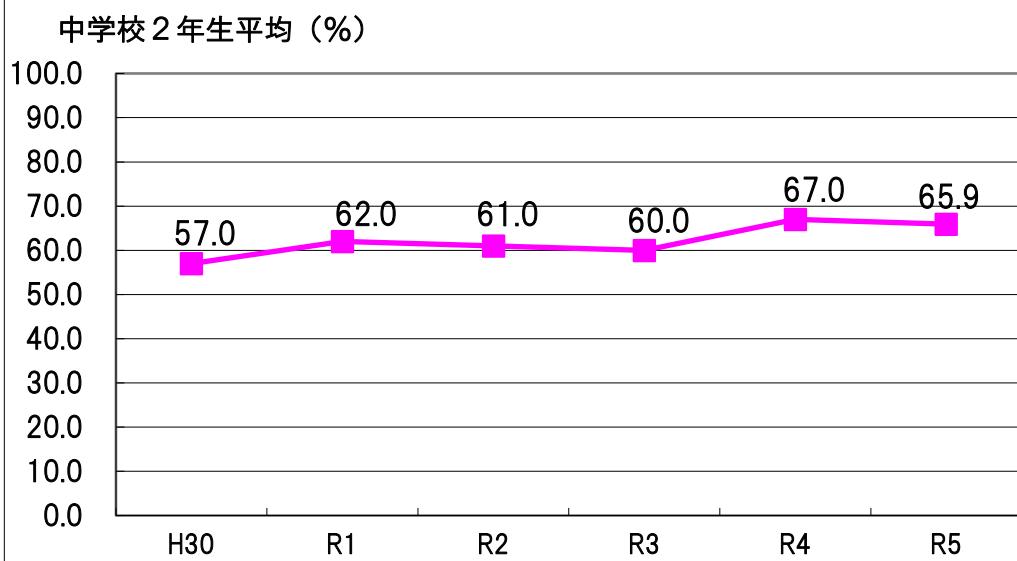
残菜率が高い学校に対して、巡回指導を行いながら原因を究明し学校と協力しながら対応策について検討していく。

4 学校給食で野菜から食べる児童生徒の割合

(1) 小学校 6 年生の割合



(2) 中学校2年生の割合



(3) 分析

野菜摂取啓発「ひと口目は野菜から」の取組や学校ごとに実施している月1回の野菜の日の取組などから、野菜から食べる児童生徒の割合は6割以上になっている。引き続き、野菜摂取啓発事業に取り組み野菜から食べる児童生徒の割合を増やしていく。

5 令和6年度の事業計画（主な予定）

学校現場の実情を踏まえながら、学校での取組や家庭への働きかけを通じ、児童・生徒の食への意識、意欲を高めていく。

事業名等	日程（予定）	取組（予定）
野菜摂取啓発 「ひと口目は野菜から」の取組	通年	<ul style="list-style-type: none"> ① 啓発ポスターの掲示 配布済の新たなデザインのポスター（マグネット式）を用いて、全クラスで給食時間に黒板掲示 ② 「おうちでもひと口目は野菜からチャレンジシート」 ③ 「ひと口目は野菜から」の大切さを説明 各校の学校栄養士が給食時間に校内放送等を活用し説明

	おいしい給食 検討会	毎月1回 (2月除く)	① 学校栄養士のスキルアップ ② 検討内容（献立、給食会計、衛生管理、アレルギー対応等に関する指導と意見交換等）
	もりもり給食 ウィーク	6月(食育月間) 1月(給食週間)	① 食べる時間の確保と食育指導を実施
	募集 給食メニュー コンクール ※ 表彰式 11月	夏休み期間 11月	① テーマに合わせた給食メニュー作品を募集
	魚沼産コシヒカリ給食の日	10月下旬	① 中学生が「魚沼自然教室」で収穫した新米を小中学校、区立保育園等の給食で提供
	おいしい給食 アンケート 実施 10月～11月 集計・分析 12月～2月		① 全校（小学6年生、中学2年生）を対象に実施
	小松菜給食の日	11月下旬	① 足立区産の小松菜（JA東京スマイル農業協同組合より提供）を使用し給食を実施
	長期休み期間の 課題「わが家の シェフになろう！」	通年	① 児童、生徒が自宅で調理を行い、食の実践力を養う
	食育リーダーを中心とした体制の強化	食育リーダー研修会 (5月、11月、1月)	① 栄養士以外の教員を食育リーダーとして指定 ② 学校全体でおいしい給食・食育を推進 ③ 研修会を年3回実施
	学校栄養士・食育リーダーのスキルアップ	通年	① おいしい給食指導員による指導、助言事例を、栄養士、食育リーダーに周知

教育委員会情報連絡

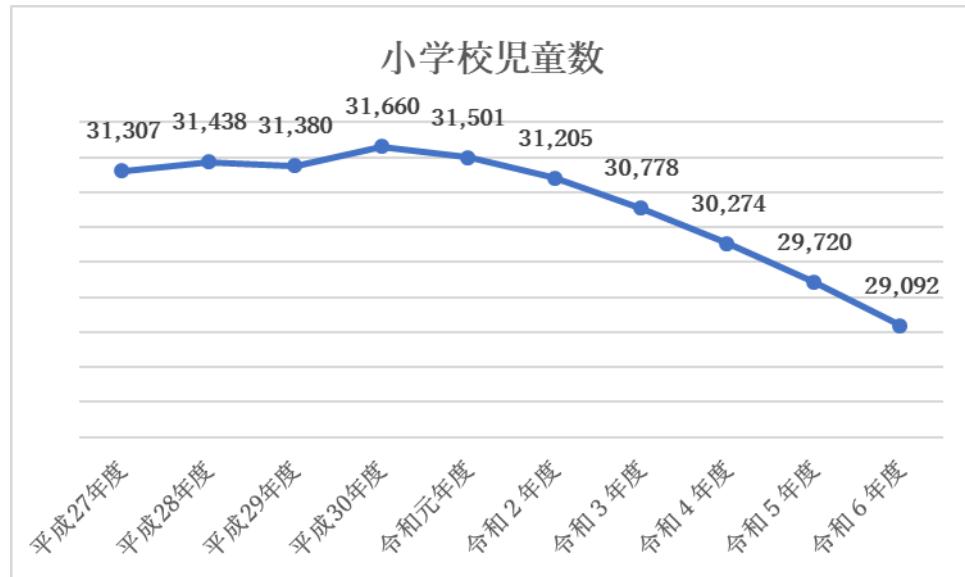
令和6年5月7日

件名	小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（令和6年4月7日現在）				
所管部課	学校運営部学務課				
	1 小・中学校児童生徒数及び学級数				
	(1) 児童・生徒数 (人)				
内 容	小学校	①通常学級	令和5年度 29,347	令和6年度 28,721	増減 △626
		②特別支援学級（固定級）	373	371	△2
		児童数合計 ①+②	29,720	29,092	△628
		内特別支援学級（通級）	171	178	7
		内特別支援教室	2,020	1,985	△35
	中学校	③通常学級	13,309	13,122	△187
		④第四中学校夜間学級	35	43	8
		⑤ 特別支援学級（固定級）	236	241	5
		生徒数合計 ③+④+⑤	13,580	13,406	△174
		内特別支援教室	480	458	△22
※参考 小学1年生児童数（通常級+特別支援固定級） (R5) 4,607人 - (R6) 4,567人 = △40人					
中学1年生生徒数（通常級+夜間学級+特別支援固定級） (R5) 4,374人 - (R6) 4,416人 = 42人					
(2) 学級数					
内 容	小学校	学級数（通常学級）	令和5年度 1,001	令和6年度 994	増減 △7
		学級数（特別支援学級・固定級）	53	52	△1
		学級数（特別支援学級・通級）	12	12	±0
	中学校	学級数（通常学級）	397	397	±0
		学級数（第四中学校夜間学級）	5	5	±0
		学級数（特別支援学級・固定級）	31	32	1
2 学校・学年別の詳細					
P 3 9～4 5、小学校別児童数・学級数（通常学級）」「中学校別生徒数・学級数（通常学級）」「児童・生徒・学級数（特別支援学級）」「特別支援教室利用児童数（小学校）」「特別支援教室利用生徒数（中学校）」を参照。					
3 「3 5入学級」の実施について					
(1) 小学1年生：平成23年度から、国基準で実施。 (2) 小学2年生：平成24年度から、都基準で実施（令和3年度から国基準）。 (3) 小学3年生：令和4年度から、国基準で実施。 (4) 小学4年生：令和5年度から、国基準で実施。 (5) 中学1年生：平成25年度から、都基準で実施。					

4 過去10年間の児童・生徒数の推移

(1) 小学校児童数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	31,307	31,438	31,380	31,660	31,501	31,205	30,778	30,274	29,720	29,092
増減	173	131	△58	280	△159	△296	△427	△504	△554	△628



(2) 中学校生徒数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生徒数	14,304	14,070	13,824	13,425	13,336	13,626	13,784	13,749	13,580	13,406
増減	△171	△234	△246	△399	△89	290	158	△35	△169	△174



令和6年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

令和6年4月7日現在

番号	小学校名	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	青井	53	56	64	56	52	52	333	2	2	2	2	2	2	12
2	足立	82	82	84	99	99	97	543	3	3	3	3	3	3	18
3	足立入谷	11	20	16	11	21	18	97	1	1	1	1	1	1	6
4	綾瀬	169	155	148	134	128	137	871	5	5	5	4	4	4	27
5	伊興	87	100	114	91	89	118	599	3	3	4	3	3	3	19
6	梅島	99	91	94	85	99	98	566	3	3	3	3	3	3	18
7	梅島第一	37	37	52	37	43	64	270	2	2	2	2	2	2	12
8	梅島第二	35	30	51	48	51	50	265	1	1	2	2	2	2	10
9	桜花	52	44	52	65	59	52	324	2	2	2	2	2	2	12
10	扇	49	48	43	65	49	46	300	2	2	2	2	2	2	12
11	大谷田	63	64	53	58	55	38	331	2	2	2	2	2	1	11
12	興本	63	58	58	62	66	63	370	2	2	2	2	2	2	12
13	加平	101	101	99	102	102	97	602	3	3	3	3	3	3	18
14	龜田	87	110	103	97	127	117	641	3	4	3	3	4	3	20
15	北三谷	36	22	37	56	38	51	240	2	1	2	2	2	2	11
16	栗島	53	46	39	55	60	59	312	2	2	2	2	2	2	12
17	栗原	54	64	60	52	66	57	353	2	2	2	2	2	2	12
18	栗原北	44	64	53	47	80	64	352	2	2	2	2	3	2	13
19	弘道	28	32	42	43	29	49	223	1	1	2	2	1	2	9
20	弘道第一	57	53	44	50	51	62	317	2	2	2	2	2	2	12
21	江北	132	122	125	113	115	91	698	4	4	4	4	4	3	23
22	古千谷	61	95	90	79	67	87	479	2	3	3	3	2	3	16
23	皿沼	30	32	33	50	57	59	261	1	1	1	2	2	2	9
24	鹿浜五色桜	51	50	68	66	83	81	399	2	2	2	2	3	3	14
25	鹿浜第一	75	92	92	81	77	78	495	3	3	3	3	3	2	17
26	島根	82	78	90	93	86	98	527	3	3	3	3	3	3	18
27	新田	135	152	163	178	175	182	985	4	5	5	6	5	5	30
28	関原	82	69	88	78	64	75	456	3	2	3	3	2	2	15
29	千寿	130	131	149	170	152	143	875	4	4	5	5	5	4	27
30	千寿桜	89	86	82	92	81	86	516	3	3	3	3	3	3	18
31	千寿常東	76	86	79	73	90	90	494	3	3	3	3	3	3	18
32	千寿第八	71	72	81	88	82	80	474	3	3	3	3	3	2	17
33	千寿双葉	68	60	76	86	85	76	451	2	2	3	3	3	2	15
34	千寿本町	61	67	61	63	66	62	380	2	2	2	2	2	2	12
35	竹の塚	41	52	36	41	53	63	286	2	2	2	2	2	2	12
36	辰沼	70	100	84	88	83	83	508	2	3	3	3	3	3	17
37	寺地	51	50	57	63	52	66	339	2	2	2	2	2	2	12
38	舍人	63	63	87	74	87	94	468	2	2	3	3	3	3	16
39	舍人第一	70	87	81	83	77	84	482	2	3	3	3	3	3	17
40	中川	47	39	44	45	58	54	287	2	2	2	2	2	2	12

令和6年度 小学校別 児童数・学級数（通常学級）

令和6年4月7日現在

番号	小学校名	児童数							学級数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
41	中川北	62	67	84	72	65	67	417	2	2	3	3	2	2	14
42	中川東	52	48	44	51	46	49	290	2	2	2	2	2	2	12
43	中島根	50	49	47	44	46	65	301	2	2	2	2	2	2	12
44	長門	27	31	43	41	38	43	223	1	1	2	2	2	2	10
45	西新井	87	86	76	84	82	88	503	3	3	3	3	3	3	18
46	西新井第一	50	50	56	52	52	61	321	2	2	2	2	2	2	12
47	西新井第二	57	34	58	40	54	62	305	2	1	2	2	2	2	11
48	西伊興	87	94	98	112	81	99	571	3	3	3	4	3	3	19
49	西保木間	38	27	31	29	22	33	180	2	1	1	1	1	1	7
50	花畠	46	39	56	48	50	56	295	2	2	2	2	2	2	12
51	花畠第一	53	56	64	75	85	75	408	2	2	2	3	3	2	14
52	花畠西	35	37	47	52	58	49	278	1	2	2	2	2	2	11
53	花保	91	79	85	96	79	73	503	3	3	3	3	3	2	17
54	東綾瀬	95	69	80	79	89	88	500	3	2	3	3	3	3	17
55	東伊興	87	100	79	101	92	107	566	3	3	3	3	3	3	18
56	東加平	101	94	113	97	81	107	593	3	3	4	3	3	3	19
57	東栗原	43	64	53	58	54	71	343	2	2	2	2	2	2	12
58	東渕江	83	79	82	93	90	97	524	3	3	3	3	3	3	18
59	平野	91	70	84	94	87	84	510	3	2	3	3	3	3	17
60	渕江	63	60	65	59	62	62	371	2	2	2	2	2	2	12
61	渕江第一	88	71	96	93	93	89	530	3	3	3	3	3	3	18
62	保木間	47	58	53	53	51	53	315	2	2	2	2	2	2	12
63	宮城	58	70	74	86	76	81	445	2	2	3	3	3	3	16
64	六木	66	64	67	67	82	68	414	2	2	2	2	3	2	13
65	本木	65	63	56	67	64	63	378	2	2	2	2	2	2	12
66	弥生	77	62	72	91	97	93	492	3	2	3	3	3	3	17
67	鹿浜未来	73	65	53	68	53	64	376	3	2	2	2	2	2	13
合計		4,517	4,546	4,788	4,919	4,883	5,068	28,721	159	157	172	173	171	162	994

(学校運営部 学務課)

令和6年度 中学校別 生徒数・学級数（通常学級）

令和6年4月7日現在

番号	中学校名	生徒数				学級数				
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
1	第一	132	92	118	342	4	3	3		10
2	第四	197	193	180	570	6	5	5		16
3	第五	73	62	80	215	3	2	2		7
4	第六	98	100	99	297	3	3	3		9
5	第七	131	127	128	386	4	4	4		12
6	第九	137	171	174	482	4	5	5		14
7	第十	145	159	159	463	5	4	4		13
8	第十一	162	196	214	572	5	5	6		16
9	第十二	108	88	118	314	4	3	3		10
10	第十三	191	191	203	585	6	5	6		17
11	第十四	250	276	242	768	8	7	7		22
12	青井	51	32	42	125	2	1	2		5
13	伊興	196	176	177	549	6	5	5		16
14	入谷	15	21	29	65	1	1	1		3
15	入谷南	115	116	129	360	4	3	4		11
16	扇	66	67	75	208	2	2	2		6
17	加賀	60	48	63	171	2	2	2		6
18	蒲原	156	174	177	507	5	5	5		15
19	栗島	87	64	87	238	3	2	3		8
20	江南	53	50	59	162	2	2	2		6
21	江北桜	134	118	135	387	4	3	4		11
22	鹿浜菜の花	143	144	137	424	5	4	4		13
23	新田	177	172	183	532	6	5	5		16
24	千寿青葉	142	135	129	406	5	4	4		13
25	千寿桜堤	161	143	168	472	5	4	5		14
26	竹の塚	40	43	37	120	2	2	1		5
27	西新井	169	204	208	581	5	6	6		17
28	花畠	77	99	94	270	3	3	3		9
29	花畠北	37	38	40	115	1	1	1		3
30	花保	96	94	101	291	3	3	3		9
31	東綾瀬	184	171	154	509	6	5	4		15
32	東島根	94	104	91	289	3	3	3		9
33	渕江	193	147	129	469	6	4	4		14
34	谷中	143	163	146	452	5	5	4		14
35	六月	124	133	169	426	4	4	5		13
小計		4,337	4,311	4,474	13,122	142	125	130	0	397
四中夜間（一般）		1	6	9	16	1	1	1		3
四中夜間（日本語）		1	16	10	27				2	2
合計		4,339	4,333	4,493	13,165	143	126	131	2	402

…『中1の教員加配』対象校

(学校運営部 学務課)

令和6年度 児童・生徒・学級数（特別支援学級）

■小学校

区分	障がい種別	No	学校名	児童数							学級数
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
固定級	知的	1	青井		5	1	2	2	3	13	2
		2	足立	6	4	2	4	4	4	24	3
		3	梅島第二		1	2	1	2	3	9	2
		4	桜花	3	2	2	2	4	2	15	2
		5	江北	6	4	4	4	2	4	24	3
		6	古千谷		2	2	2	4	5	15	2
		7	鹿浜第一	6	7	6	3	6	2	30	4
		8	新田		4	5	2	2	1	14	2
		9	関原	1	3	3	6	1	2	16	2
		10	千寿桜	2	2	1	4	6	5	20	3
		11	千寿常東	2		2	2	3		9	2
		12	西伊興	3	4	8	8	3	5	31	4
		13	花畠	4	5	4	3	5	2	23	3
		14	東渕江	5	5	6	1	3	8	28	4
		15	平野	4	6	3	3	4	4	24	3
		16	渕江	2	7	6	3	5	1	24	3
		17	宮城			1	2	1	1	5	1
		18	六木	1	1		3	6	5	16	2
		19	本木	5	4	4	1	5	2	21	3
		20	辰沼			6	2	1	1	10	2
固定級 合計				50	66	68	58	69	60	371	52
通級	弱視	1	足立	2	3	1	1	1	2	10	1
		小計		2	3	1	1	1	2	10	1
	難聴	1	千寿本町	2			1			3	1
		2	中川東								
		3	弥生	2	2	2	2	2	3	13	1
	小計			4	2	2	3	2	3	16	2
	言語	1	千寿本町	5	17	10	15	2	2	51	3
		2	中川東	5	7	6	4	7	3	32	2
		3	弥生	2	18	14	13	20	2	69	4
	小計			12	42	30	32	29	7	152	9
通級 合計				18	47	33	36	32	12	178	12

■中学校

区分	障がい種別	No	学校名	生徒数				学級数
				1年	2年	3年	合計	
固定級	知的	1	第一	4	5	6	15	2
		2	第六	11	2	4	17	3
		3	第七	12	11	9	32	4
		4	第十三	9	13	9	31	4
		5	伊興	11	5	8	24	3
		6	栗島	8	12	12	32	4
		7	鹿浜菜の花	11	12	8	31	4
		8	新田	2	2	3	7	1
		9	花畠	2	11	7	20	3
		10	東綾瀬	7	10	15	32	4
固定級 合計				77	83	81	241	32

(学校運営部 学務課)

■特別支援教室利用児童数(小学校)

令和6年4月7日

障害区分	学校CD	導入年度			小学校	児童数						
		H28	H29	H30		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
情緒	133	○			千寿小学校	50	15	6	6	8	11	4
	136	○			千寿双葉小学校	37	6	9	3	9	8	2
	134	○			千寿桜小学校	34	9	7	5	5	7	1
	139	○			千寿本町小学校	24	5	5	4	8	0	2
	135	○			千寿常東小学校	24	6	6	6	4	2	0
	138	○			千寿第八小学校	34	7	8	9	5	1	4
	141	○			辰沼小学校	27	5	4	8	4	3	3
	145	○			中川小学校	13	3	1	1	1	7	0
	147	○			中川東小学校	17	5	4	2	4	1	1
	146	○			中川北小学校	27	3	8	6	4	6	0
	169	○			六木小学校	24	3	8	5	3	3	2
	167	○			保木間小学校	20	4	5	5	2	2	2
	148	○			中島根小学校	39	2	7	4	10	7	9
	166	○			渕江第一小学校	46	10	14	5	9	3	5
	165	○			渕江小学校	22	4	5	5	2	5	1
発達	154	○			西保木間小学校	21	1	4	3	5	5	3
	140	○			竹の塚小学校	26	4	4	5	3	6	4
	174	○			鹿浜五色桜小学校	50	4	6	16	9	7	8
	128	○			鹿浜第一小学校	38	4	11	4	6	7	6
	126	○			皿沼小学校	21	2	2	0	5	9	3
	175				鹿浜未来小学校	44	4	4	7	11	7	11
	131	○			新田小学校	30	4	5	2	9	4	6
	150		○		西新井小学校	37	9	7	7	5	6	3
	151		○		西新井第一小学校	34	8	8	8	2	3	5
	110		○		興本小学校	28	7	2	7	3	4	5
	170		○		本木小学校	15	4	3	2	2	3	1
	142		○		寺地小学校	25	1	2	10	3	2	7
	102		○		綾瀬小学校	45	9	9	5	11	5	6
	159		○		東綾瀬小学校	19	3	3	3	5	3	2
	115		○		北三谷小学校	25	3	2	6	8	4	2
	161		○		東加平小学校	22	5	6	5	1	2	3
	163		○		東渕江小学校	20	2	2	6	3	5	2
	109		○		大谷田小学校	32	4	8	4	7	5	4
	149		○		長門小学校	22	0	3	9	6	3	1
	117		○		栗島小学校	34	5	5	6	5	7	6
	162		○		東栗原小学校	25	3	6	2	6	5	3
	101		○		青井小学校	22	6	5	2	4	4	1
	112		○		加平小学校	41	5	9	4	8	10	5
	164		○		平野小学校	42	6	7	8	7	7	7

■特別支援教室利用児童数(小学校)

令和6年4月7日

障害区分	学校CD	導入年度			小学校	児童数						
		H28	H29	H30		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
情緒	156		○		花畠第一小学校	42	4	6	6	11	10	5
	157		○		花畠西小学校	24	7	4	4	4	5	0
	111		○		桜花小学校	38	4	4	8	7	10	5
	155		○		花畠小学校	30	4	0	8	5	7	6
	158		○		花保小学校	36	6	5	9	11	3	2
	143		○		舍人小学校	17	3	1	2	3	3	5
	125		○		古千谷小学校	36	2	5	7	5	9	8
	144		○		舍人第一小学校	25	2	8	3	5	5	2
	103		○		足立入谷小学校	7	1	5	0	0	1	0
	122			○	江北小学校	41	16	4	12	4	2	3
	108			○	扇小学校	26	1	4	8	4	3	6
	168			○	宮城小学校	36	7	6	3	8	8	4
	114			○	亀田小学校	46	5	5	5	9	12	10
	118			○	栗原小学校	14	2	3	2	1	5	1
	132			○	関原小学校	27	4	10	6	1	1	5
	106			○	梅島第一小学校	22	3	3	5	4	6	1
	130			○	島根小学校	33	7	9	9	5	2	1
	105			○	梅島小学校	14	4	4	1	3	1	1
	107			○	梅島第二小学校	18	3	1	3	5	6	0
	172			○	足立小学校	42	9	11	9	7	3	3
	173			○	弥生小学校	35	5	5	7	8	8	2
	120			○	弘道小学校	26	3	2	6	4	3	8
	121			○	弘道第一小学校	27	3	7	6	5	3	3
	152			○	西新井第二小学校	29	6	3	7	2	5	6
	153			○	西伊興小学校	26	7	2	4	7	3	3
	119			○	栗原北小学校	41	2	6	5	7	13	8
	104			○	伊興小学校	31	5	4	5	3	7	7
	160			○	東伊興小学校	40	10	8	3	5	9	5
		21	26	19	計	1,985	325	355	358	355	342	250

(学校運営部 学務課)

■特別支援教室利用生徒数(中学校)

令和6年4月7日

障害区分	学校CD	導入年度		中学校	生徒数			
		R1	R2		計	1年	2年	3年
情緒	312	○		第十四中学校	19	6	9	4
	329	○		西新井中学校	15	4	5	6
	315	○		入谷中学校	3	0	2	1
	314	○		伊興中学校	16	13	2	1
	316	○		入谷南中学校	7	0	1	6
	317	○		扇中学校	6	0	3	3
	322	○		江南中学校	7	2	0	5
	325	○		新田中学校	18	6	5	7
	338	○		鹿浜菜の花中学校	17	5	8	4
	339	○		江北桜中学校	14	5	5	4
	318	○		加賀中学校	12	3	5	4
	337	○		六月中学校	18	7	5	6
	302		○	第四中学校	15	4	8	3
	303		○	第五中学校	9	3	3	3
	304		○	第六中学校	6	3	2	1
	305		○	第七中学校	18	5	6	7
	307		○	第九中学校	5	2	1	2
	308		○	第十中学校	18	6	6	6
	301		○	第一中学校	8	5	1	2
	327		○	千寿桜堤中学校	13	8	2	3
	326		○	千寿青葉中学校	12	5	4	3
	309		○	第十一中学校	15	6	7	2
	303		○	青井中学校	8	4	3	1
	321		○	栗島中学校	33	11	15	7
	310		○	第十二中学校	14	4	7	3
	311		○	第十三中学校	18	4	11	3
	333		○	東綾瀬中学校	17	8	4	5
	319		○	蒲原中学校	12	3	6	3
	336		○	谷中中学校	19	5	9	5
	334		○	東島根中学校	8	6	2	0
	335		○	渕江中学校	11	5	4	2
	328		○	竹の塚中学校	10	6	3	1
	330		○	花畠中学校	16	6	6	4
	331		○	花畠北中学校	8	3	5	0
	332		○	花保中学校	13	4	4	5
		12	23	計	458	167	169	122

(学校運営部 学務課)

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(4月)

行事名	実施日	会場	参加者数
足立ジュニア吹奏楽団 入団式	4/27(土)	西新井文化ホール	80人 団員数 27人 (入団員 18人)

事業実施予定(5月)

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会	5/7(火) 5/16(木) 5/20(月) 5/27(月)	西新井ギャラクシティ 勤労福祉会館 鹿浜いきいき館 生涯学習センター	各回 20～ 50人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「親子で楽しむ演奏会」	5/11(土)	梅田図書館	20組